

愛媛県雇用・人材確保対策協定

<令和5年度事業計画>

愛媛県・愛媛労働局

目 次

1. 若年層を中心とした県内就職とU I Jターンの支援	1
2. 若年層の正規雇用化の拡大など雇用の質の向上の促進	4
3. 就職氷河期世代、女性、高齢者、障がい者及び外国人などの活躍推進	7
4. 地元企業や立地企業を支える人材の確保・育成	10
5. 仕事と子育ての両立支援など働きやすい職場環境の整備	13

【★】は、愛媛県と労働局が連携して取り組んでいる事項

1. 若年層を中心とした県内就職とU I Jターンの支援

【目標】

- ① 県内大学及び県内高校の新規卒業者の就職決定率（全体・県内就職）
 - ※県内大学新規卒業者の就職決定率
全体 100.0%以上（令和8年）、県内就職 58.3%以上（令和8年度）
 - ※県内高校新規卒業者の就職決定率
全体 99.3%以上（令和8年度）、県内就職 83.8%以上（令和8年度）
- ② 県外からの転入者数
 - ※19,000人（令和8年）

【具体的取組内容】

愛媛県と愛媛労働局（以下、「労働局」と言う。）が連携して、正社員求人を確保するとともに新規学卒者の就職支援を行い、県内企業への就職を促進する。また、県内企業の魅力を発信し、U I Jターン希望者に対する就職支援も積極的に行う。

- ① 県内大学及び県内高校の新規卒業者の就職決定率（全体・県内就職）

<県が実施する施策>

- 国立大学法人愛媛大学の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（COC+）など、地元大学等と連携し、学生にとって魅力ある就職先の創出及び県内企業が求める人材の育成に取り組む。
- 県立産業技術専門校等において、東予のものづくり産業など地域産業との連携を図るとともに、民間人材育成施設を活用することにより、県内企業に求められる産業人材を育成する。また、労働者の技能を公定基準により検定・公証する技能検定の実施等を通じて、若い技能者の育成と専門技術・技能の継承を図るとともに、職業技能体験等のイベントを実施し、ものづくりの魅力について普及啓発を行う。
- 県立高校等において、市町及び地域の特色ある産業との連携を図りながら、地域を担う人材を育成する。
- 地域の企業やハローワーク等と連携し、「えひめジョブチャレンジU-15事業」や「えひめ未来マイスター育成事業」等を実施し、中学生や高校生

等を対象とした、地域産業での職業体験学習等を通じて、生徒の地域産業への理解を促し、地元での就職に向けた意欲の向上を目指す。【★】

- ジョブカフェ愛 work において、キャリアコンサルタントによるかかりつけ相談や、各種セミナーの開催など、就活スキルの向上に向けた取組のほか、「愛媛の企業マルワカリWEB」や「愛 work ナビ」等のウェブサイトを通じた、県内企業の魅力や求人情報の発信や在職者を対象とした職場定着支援を行う。

<労働局が実施する施策>

- 各種セミナーや校内企業説明会等による就職意欲喚起を行う。
- ジョブカフェ愛 work と労働局・新卒応援ハローワークが連携し、若年者の就職支援や新卒者の職業相談等を実施する。【★】

② 県外からの移住者数

<県が実施する施策>

- 市町やハローワーク等と連携し、県外の新規学卒者向けに合同会社説明会を開催するなど、地元就職の魅力をPRしたマッチングを図る。【★】
- 県外学生のインターンシップを促進するための環境整備を行うほか、企業との交流会やインターンシップに県外から参加する学生等に対し、交通費の一部を支援することにより、参加を促し、Uターン就職を後押しする。
- 県内中高生を対象に、スゴ技企業の魅力を発信するデジタルブックを活用したキャリア教育を実施し、若者が進学等により県外へ出て行くよりも前の段階で、県内企業、県内就職の魅力について啓発し、県内定着及びUターン就職を促す。
- 愛媛県東京事務所及び大阪事務所は、県教育委員会と連携して、首都圏及び近畿圏に進学する高校生に対して「学生支援サポートデスク」について周知し、また、学生に、首都圏及び近畿圏で開催される愛媛関連イベントや就職情報の提供、交流会の開催などを通じて、県内企業の魅力を含む、愛媛県への愛着を育む。
- ふるさと愛媛Uターンセンターの県外窓口を東京・大阪に設置し、UIJターン希望者に寄り添ったきめ細かな職業相談・職業紹介業務を実施する。
- 県内企業就職者に対する奨学金返還支援制度により、県内産業を支える中核人材となる学生の県内定着及びUIJターン就職を促進する。

<労働局が実施する施策>

- ジョブカフェ愛 work と労働局・新卒応援ハローワークが連携し、若年者

の就職支援や新卒者の職業相談等を実施する。【★】

- 労働局の全国ネットを活用し、東京圏・近畿圏の地方就職支援コーナーとの連携による生活情報・U I Jターンイベント情報の提供及び就職支援を行う。
- 県主催の移住フェアやU I Jターンイベントに対して就職情報の提供や職業相談等を実施する。【★】
- ユースエール認定企業等の若者の雇用管理の状況が優良な中小企業等の掘り起しなど、地元企業に目を向けてもらう取組を推進する。
- 若者雇用促進総合サイト及び職場情報総合サイトにユースエール認定企業等の職場情報を掲載し、企業と若者等のよりよいマッチングの実現を目指す。
- ハローワークプラザ松山内に設置している「ハローワーク・ジョブカフェ相談コーナー」をU I Jターン希望者の相談窓口として活用する。【★】

2. 若年層の正規雇用化の拡大など雇用の質の向上の促進

【目標】

① 正社員就職件数

※正社員就職件数 1,628 件（令和 5 年度）

② 新規学校卒業者の離職状況

⇒卒業後 1 年目の離職を少なくする。

③ 労働災害発生件数及びメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合

※死亡災害について、過去最少（令和 3 年 8 人（新型コロナウイルス感染症を除く））を更新する 7 人以下に減少させる。（令和 9 年までに）

※死傷災害について、令和 4 年と比較して 5 %以上減少させる。（令和 9 年までに）

※メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とする。（令和 9 年までに）

【具体的取組内容】

愛媛県と労働局が連携して、若年者の正社員就職や正規雇用化を支援するとともに職場定着支援も行い、安定した職業生活が送れるよう一貫した支援を行う。また、働き方改革、雇用管理改善を推進し、雇用の質の向上や安全・安心な魅力ある職場づくりに取り組む。

① 正社員就職件数

<県が実施する施策>

- 人材の採用・育成・定着に取り組んでいる企業の取組事例の収集及び公表をすることで、雇用の質の向上促進に向けた社会の機運を高める。
- 労働局等の関係機関と連携して、若年者の正社員就職や正規雇用化を支援するとともに、仕事と生活の調和や社内教育等、雇用の質の向上に取り組む企業の職場定着の向上等を支援する。【★】
- ジョブカフェ愛 work において、早期離職した若者等の早期の正社員転換のために有効なセミナーを実施するとともに、利用者を企業とのマッチングイベントに誘導する。
- 知事・教育長・労働局長の連名による県内事業所約 1 万社への雇用要請（正

社員採用枠の拡大要請)を行う。【★】

<労働局が実施する施策>

- 正社員求人限定の就職面接会・企業説明会・ミニ面接会等を開催する。
- 雇用管理改善を推進し、県関係部局と労働局が連携して、魅力ある職場づくりに向けた支援を行う。【★】
- 地元企業や県の誘致企業を対象に各市町と連携した企業説明会等を開催し、正社員就職に向けた支援を行う。【★】
- 愛媛働き方改革推進支援センターを設置し、企業における同一労働同一賃金の実現をはじめ非正規雇用労働者の待遇改善を支援する。
- 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の履行確保を図るため県等と連携し周知徹底を図るとともに、キャリアアップ助成金制度等を活用した正規雇用に向けた効果的な支援策を講じる。【★】
- 若年者を含めた非正規労働者に対して、専門家による心理的な悩み等に対する相談を実施し、正社員就職に向けた支援を行う。
- 正社員転換に係るキャリアアップ助成金の活用を促進する。
- 各種セミナー等の実施と併せて正社員求人の提出、非正規求人を正社員求人へ転換を促す働きかけを行う。
- ハローワーク松山の「人材確保対策コーナー」における人材不足分野の職種等を中心としたマッチング支援を強化する。
- 知事・教育長・労働局長の連名による県内事業所約1万社への雇用要請(正社員採用枠の拡大要請)を行う。【★】

② 新規学校卒業者の離職状況

⇒卒業後1年目の離職を少なくする。

<県が実施する施策>

- スゴ技企業の魅力を発信するデジタルブックのほか、「愛媛の企業マルワカリWEB」や「愛 work ナビ」等のウェブサイトを通じて、業務内容や職場の雰囲気等、県内企業の詳細な情報を発信することにより、雇用のミスマッチを防止し、新規学校卒業者の職場定着を図る。
- 地域企業等でのインターンシップやスゴ技データベース等を活用した企業説明会や職場見学会を実施し、高等学校在学中のキャリア教育の充実を図るとともに、「キャリア・パスポート」を活用することで、社会への接続を考慮した組織的かつ計画的なキャリア教育を推進し、離職率の低減を図る。

<労働局が実施する施策>

- 在学中のキャリア教育等職場定着に向けた取組をハローワークと高校が連携し、学校内企業説明会等といった形で職業観やコミュニケーション能力の意識付け教育の充実を図り、職場定着に向けた取組を強化する。【★】
- 高校の就職担当教師が職業について理解を深めるための取組として、高校の進路指導教諭を対象とした職業研究セミナーの開催による適切な進路指導への支援を推進する。【★】
- 高校を訪問し、高校生を対象とした「就職ガイダンス」（講演・就職模擬面接等）を開催し、自己の適性や興味を理解し、長期的なキャリア形成の観点から、職業の選択ができるよう支援を行う。また、多様化する就業形態に対し、正社員、派遣・業務請負やフリーターなど、就業形態の違い等についての理解を促す。【★】
- 離職率分析、離職理由の究明・分析を行い、高校（県）と情報を共有することにより職場定着に向けた支援を実施する。また、就職支援ナビゲーターによる個別支援を強化し、離職率の低下に繋げる。【★】
- 中学・高校・大学等からの要請に基づき、学生・生徒に対して、局職員等が地域の雇用環境・就職に向けた心構えや労働関係法令の基礎的な知識の積極的な付与に取り組む。【★】
- 雇用管理改善を推進し、県関係部局と労働局が連携して、魅力ある職場づくりに向けた支援を行う。【★】

③ 労働災害発生件数及びメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合

<労働局が実施する施策>

- 「愛媛第14次労働災害防止推進計画」に基づき、安全で健康に働くことができる職場づくりに向けた取組を推進する。また、県と連携し労働災害防止等に係る周知・啓発に取り組む。【★】
- 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の履行確保を図るため県等と連携し周知徹底を図る。（再掲）【★】
- 県が設置した「働ナビえひめ」（愛媛県働き方改革包括支援プラザ）と愛媛働き方改革推進支援センターが効果的に連携することにより、中小企業・小規模事業者における働き方改革の取組を支援する。【★】

3. 就職氷河期世代、女性、高齢者、障がい者及び外国人などの活躍推進

【目標】

- ① 就職氷河期世代の正社員就職件数
※正社員就職件数 2,700 人（令和 5 年度）
- ② 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画届出率
※（県）女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の要件を満たし、新しい「ひめボス宣言事業所」の認定を受けた企業・事業所170社（みなし認証除く）（令和 5 年度）
（局）101 人以上企業の行動計画届出率 100%の維持（令和 5 年度）
- ② 65 歳以上の就職件数（生涯現役支援窓口における）
※生涯現役支援窓口での 65 歳以上の就職件数 358 件（令和 5 年度）
- ③ 障害者雇用率及び障がい者の就職件数
※法定雇用率 2.3%（令和 3 年 3 月～）
※障がい者の就職件数 1,350 件（令和 5 年度）
- ⑤ 外国人材の活躍推進
⇒ 外国人求職者等に対する就職支援
⇒ 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施
※事業所訪問指導件数 199 件（令和 5 年度）

【具体的取組内容】

愛媛県と労働局が連携し、就職氷河期世代、女性の活躍促進に向けた企業の取組促進や県内における機運醸成に取り組む。高齢者の多様な就業機会の提供、障がい者の雇用促進や職場定着支援、外国人材の受入れ環境の整備や安定就労に向けた支援も連携して行う。

① 就職氷河期世代の正社員就職件数

<県が実施する施策>

- 就職氷河期世代に対し、能力開発に向けた講演会を開催し意識啓発を図るとともに、公共職業訓練に誘導するほか、ジョブカフェ愛 work に専用の相談窓口を設置して個別相談や各種セミナーを実施することで、安定就労

の促進及び産業人材の育成・供給に繋げる。【★】

- 労働局と連携のうえ設置した、県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」において、構成員の前年度の成果を取りまとめ共有することで、更なる連携強化を図るとともに、好事例を横展開することで、より効果的な就職氷河期世代の活躍支援に取り組む。【★】

<労働局が実施する施策>

- ハローワーク松山に設置している「就職氷河期世代専門窓口」において、専門担当者で構成するチームによる個別支援のマッチング促進および職場定着に取り組む。
- 「えひめ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画」の着実な推進を図るため、各構成員の取り組み状況や進捗状況の把握・管理を行い、個々の取組を継続的に推進する。
- えひめ就職氷河期世代応援サイト等を利用して、支援対象者、家族、関係者等に各種施策等が効果的に伝わる周知・広報策を展開すると共に、「えひめPF」の取組や活動等について積極的に周知・啓発を行うことにより、社会全体で就職氷河期世代の活躍を支援する気運の醸成を図る。

② 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画届出率

<県が実施する施策>

- 労働局と連携し、民間企業に対する女性活躍推進法の周知等を図るとともに、地域の実情に沿った取組を促進する。【★】
- 労働局と連携し、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定推進において、計画策定が努力義務にとどまる企業等に対して計画の策定を支援。【★】
- 新たに創設した企業・事業所の取組実績に対する奨励金制度を活用し、新しい「ひめボス宣言事業所」や、さらに高い実績を上げた「ひめボス宣言事業所スーパープレミアム」の認証を受ける企業・事業所を拡大し、県内企業・事業所における女性活躍や仕事と育児の両立支援等の取組みを強力に後押しする。
- 大企業で成果をあげている「メンター制度」を活用した、組織の枠を超えた本県独自のメンター制度による、キャリア形成上の課題解決に取り組む。
- 女性社員の上司（管理職）を対象にマネジメントやコミュニケーション方法についての研修を実施し、多様な働き方の実現を通じて女性の活躍や登

用の推進を図るほか、女性の人材育成や交流促進を促す研修等を実施し、女性のキャリアプラン等の構築を支援する。

- 「えひめ女性活躍推進協議会」、地域の経済団体、NPO、男女共同参画センターなど多様な主体による連携体制の構築や地域実情を踏まえた取組の支援を行う。【★】
- ジョブカフェ愛 work において、女子学生向け座談会や交流会の実施により、県内で働く意識を醸成し、卒業後の県内定着の促進を図る。
- 正規雇用を目指す意欲ある女性のデジタルスキルの習得支援に取り組み、県内企業で活躍できる女性デジタル人材を育成する。
- 女性の就労先企業の開拓や受入環境の整備、紹介予定派遣によるマッチング支援を一体的に実施し、女性の安定的な雇用を促進する。

<労働局が実施する施策>

- マザーズコーナーが、愛媛県男女共同参画センターと連携し、互いの事業を推進する。【★】
- 女性活躍推進法及び次世代育成支援推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出等の履行確保を図る。特に、県と連携し、一般事業主行動計画の策定・届出等が義務である 101 人以上の企業における取組の支援のほか、努力義務企業への取組支援を行う。また、えるぼし認定やくるみん認定に向けた企業の取組を促進する。【★】
- 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いには厳正に対応するとともに、職場のパワーハラスメント防止やセクシャルハラスメント等ハラスメント対策の推進により就業継続しやすい雇用環境の整備を推進する。

③ 「65 歳以上の就職件数」（生涯現役支援窓口における）

<県が実施する施策>

- 「高齢・障がい者雇用フェスタ」の開催や高年齢者雇用優良企業に対する顕彰制度等による普及啓発を行う。
- 助成制度を紹介したパンフレットの作成・配布による企業の取組を促進する。

<労働局が実施する施策>

- ハローワーク松山、ハローワーク今治及びハローワーク宇和島に設置する「生涯現役支援窓口」を中心に、各ハローワークにおいて就労支援を行う。また、シルバー人材センター連合会・シルバー人材センターの活用や、県

と連携の上、意欲ある高齢者がエイジレスに働くための多様な就業機会を提供する。【★】

- 県の高年齢者雇用優良企業選定に関して、法令遵守状況の確認等の協力を行う。【★】

④ 障害者雇用率及び障がい者の就職件数

<県が実施する施策>

- 「高齢・障がい者雇用フェスタ」の開催や障がい者及び障がい者雇用優良事業所に対する顕彰制度等による普及啓発を行う。
- 「障がい者雇用現場見学会」を開催する。
- 「障がい者マッチング支援事業」を実施する。
- 労働局やハローワーク等と連携し、「学生向け障がい者合同就職説明会」を開催する。【★】
- 県税（事業税）の軽減措置を実施する。
- 「障がい者雇用創出事業」において、障がい特性に応じた企業の受入環境の整備や障がいのある求職者のスキルアップ、障がい者目線での求人情報の発信力強化等によるマッチング支援を行う。

<労働局が実施する施策>

- 障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター等関係機関と連携し、チーム支援による就職支援、職場定着支援等の取組を強化する。
- 県内の障害者雇用率未達成企業に対し、障害者雇用要請文を送付、経済団体等への働きかけを強化する。
- 障害者雇用率達成に向けた局幹部職員・所長による事業所指導を実施する。（特に障害者雇用ゼロ企業）
- 障がい者合同就職面接会を県下で開催し、マッチングに取り組む。
- 障害者雇用に関する優良中小事業主認定制度（もにす認定制度）の周知及び利用勧奨に取り組む。
- 「えひめ特別支援学校技能検定」の見学会を兼ねた「障害者雇用促進セミナー」を開催する。【★】
- 「学生向け障がい者合同就職説明会」を局・所が後援し、職員を派遣する。【★】

⑤ 外国人材の活躍推進

<県が実施する施策>

- 新たな在留資格である「特定技能」制度がスタートしたことを受け、平成31年4月に、愛媛県国際交流センターに「外国人相談ワンストップセンター」を開設し、外国人の様々な生活相談に対応する。
- 高松出入国在留管理局、労働局、関係団体等と「愛媛県外国人材雇用・共生推進連絡協議会」を設立し、特定技能等の制度の概要や課題の情報共有を図る。【★】
- 外国人材の雇用の推進のため、企業・団体向けのセミナー等の開催を支援する。

<労働局が実施する施策>

- 監理団体に対する労働者基準法等に関する説明会を開催する。
- 外国人労働者に対する適切な安全衛生教育を実施するよう勧奨する。
- 外国人が受講可能な登録教習機関を周知する。
- 外国人労働者相談コーナー（労働基準部内に設置）の周知・広報及び利用勧奨を行う。
- 悪質実習実施者に対する司法処理に取り組む。
- 外国人雇用状況届出制度の適正な運用に努める。
- 事業所訪問時のほか、事業主団体等の実施する研修会において、「外国人雇用管理指針」に基づく適正な雇用管理改善の周知・啓発を行う。
- 外国人求職者等に対する円滑な相談支援のツールとして、多言語翻訳機や求人票の英語への自動翻訳機能等を活用し、相談支援の強化を図る。
- 愛媛県の主催する「外国人材雇用・共生推進連絡協議会」に参画し、労働力の確保や生活に関する課題について関係機関で情報共有を行い、その対策を協議する。【★】

4. 地元企業や立地企業を支える人材の確保・育成

【目標】

- ① 県立産業技術専門校における就職率（全体・県内就職）
※令和4年度目標値（参考値）
全体 87.7%以上、県内就職 93.3%以上
- ② 企業立地により雇用が確保された人数（累計）
※雇用確保人数 6,593人（令和5年度）
- ③ 民間機関を活用した公的職業訓練（委託訓練・求職者支援訓練）における就職件数及び就職率
※公的職業訓練修了3か月後の就職件数 820件（令和5年度）
※求職者支援訓練修了後6か月の雇用保険適用就職率
基礎コース 58.0%（令和5年度）
実践コース 63.0%（令和5年度）
- ④ 在籍型出向を活用した雇用維持に対する支援

【具体的取組内容】

愛媛県と労働局が連携し、民間機関も活用しながら地域のニーズを踏まえた公的職業訓練を実施し、地元企業や立地企業を支える人材の確保・育成に取り組む。

- ① 県立産業技術専門校における就職率（全体・県内就職）

<県が実施する施策>

- 県立産業技術専門校等において、東予のものづくり産業など地域産業との連携を図るとともに、民間人材育成施設を活用することにより、県内企業に求められる産業人材を育成する。また、労働者の技能を公定基準により検定・公証する技能検定の実施等を通じて、若い技能者の育成と専門技術・技能の継承を図るとともに、職業技能体験等のイベントを実施し、ものづくりの魅力について普及啓発を行う。（再掲）

<労働局が実施する施策>

- 県と連携の上、地域の訓練ニーズを踏まえ、訓練実績の分析及び訓練コースの検証を実施し、愛媛県職業訓練実施計画を策定する。【★】
- 非正規雇用労働者、若者、高齢者、子育て女性、就職氷河期世代等への受

講勤奨による訓練受講者の確保、産業技術専門校と連携した訓練期間中の早い段階からの求人情報提供、訓練受講者の就職支援及び職場定着支援を実施する。【★】

- 産業技術専門校が行う施設見学会及びハローワーク職員向けの説明会への参加等により、県内の公共職業訓練について把握する。【★】
- 訓練受講希望者の受講目的と習得を目指す能力を明確化した上で、産業技術専門校による訓練内容の説明会を開催するなど適切な訓練コースの選択を支援する。【★】
- キャンペーン「あなたを“パワーアップ”大作戦 ～Go To ハロトレ！ 今こそスキルアップ！～」を展開するうえで、県との連携により公的職業訓練の一層の活用推進に向けた周知・広報を行い、制度のさらなる活用促進を図る。【★】

② 企業立地により雇用が確保された人数（累計）

<県が実施する施策>

- 県内企業の優れた技術情報（スゴ技）、本県の優れた豊富な食情報（すご味）及び本県の伝統的特産品情報（すごモノ）の3つのデータベースも活用しながら、本県の農林水産物をはじめとした地場産品や県内ものづくり企業の高い技術力など本県の魅力や可能性を効果的にPRする。
また、情報収集力と営業力をより一層強化し、鮮度の高い情報の収集に努めるとともに、東予はものづくり産業、中予は情報通信関連産業、南予は食品関連産業など、地域特性に応じた業種をターゲットにした積極的な誘致活動やトップセールスを実施する。
さらに、県内企業の第4次産業革命への対応の基盤づくりの一助として、県内企業との相乗効果が見込まれるIT企業の誘致に取り組む。
- 誘致企業の要望に可能な限り応えることができるよう、産業用地確保のための補助制度等により市町と連携して立地環境の整備・充実に努めるほか、企業のニーズやシーズの把握に努め、各種支援制度に関する相談や県に対する要望等にワンストップで対応することにより、県内企業の新たな事業展開を支援し、県外への流出防止、県内への再投資の促進に努める。
また、誘致企業が円滑な求人活動を行えるよう、ハローワーク等と連携して求職者動向等の提供や効果的な求人方法を提案することで、人材確保に努める。【★】

<労働局が実施する施策>

- 企業立地支援として、県等による誘致活動中及び進出検討中の企業に対し

て、求人求職職種別バランスシートや地域の賃金情報等を提供し、現地見学会等を利用した各種助成制度の案内や進出決定後の企業に対する説明会・管理選考会等を実施する。【★】

- 県が設置した、えひめ地域活性化雇用創造協議会に参画し、キャリアアップ助成金制度等を活用した正規雇用に向けた効果的な支援策を講じるため、連携体制を構築する。(再掲)【★】

③ 民間機関を活用した公的職業訓練(委託訓練・求職者支援訓練)における就職件数及び就職率

<県が実施する施策>

- 雇用政策に関して、国と地方の役割分担に基づき、愛媛労働局とも連携しながら効果的な施策の展開に努め、若年者等の就職と正規雇用化を支援するとともに、ハローワーク等と連携して、民間人材育成機関も活用した公共職業訓練の展開と修了生の就職支援に取り組む。【★】
- 県立産業技術専門校等において、東予のものづくり産業など地域産業との連携を図るとともに、民間人材育成施設を活用することにより、県内企業に求められる産業人材を育成する。(再掲)

<労働局が実施する施策>

- 公的職業訓練により非正規雇用労働者、女性労働者等への緊急的な支援、介護人材の確保、デジタル人材の育成、リカレント教育の充実を図るとともに、新たな雇用・訓練パッケージで仕事と訓練受講の両立による求職者の職業能力の向上、さらに再就職や転職に結び付けていけるよう今後のステップアップを支援し、就職率向上を目指す。
- 民間機関を活用する委託訓練では、民間機関のノウハウを駆使した職業訓練の特色を生かし、支援体制ではハローワークを中心とした委託先機関との連携により、訓練期間中からの就職支援を実施し就職率向上を目指す。

④ 在籍型出向を活用した雇用維持に対する支援

<県が実施する施策>

- 「愛媛県在籍型出向等支援協議会」の構成団体と連携し、県内企業や経済団体等に事業周知を図り、県内企業間の人材マッチングを促進する。

<労働局が実施する施策>

- 関係機関が連携して出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開

拓等を推進し、出向の成立を図ることを目的として、「愛媛県在籍型出向等支援協議会」を設置・開催（年1回）する。

- 産業雇用安定助成金により、雇用維持を図る出向元と出向先双方の企業を一体的に支援するため、当該制度の積極的な周知・啓発を図るとともに、企業の実態に十分配慮した専門的な相談・援助を行う。
- 在籍型出向に対する理解を促進させ、本事業の効果的な推進を図るため、地域の事業所の事業主等に対してセミナー、説明会等を実施（年2回）する。

5. 仕事と子育ての両立支援など働きやすい職場環境の整備

【目標】

- ① 育児休業取得率
※男性 80.0%以上（令和8年度）、女性 91.7%以上（令和5年度）
- ② 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合
※40.5%以上（令和6年度）

【具体的取組内容】

愛媛県と労働局が連携し、仕事と子育て、介護等の両立支援に取り組み、男女が共に働きながら子育てしやすい職場環境をつくるため、企業における働き方改革の推進を支援する。

① 育児休業取得率

<県が実施する施策>

- 固定的性別役割分担意識を是正し、お互いが協力して子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進する。
- 男性の家事参画を促進するとともに、育休取得を支援するため、家事分担や育児スキル、県内企業の取組みなどをテーマとする勉強会・交流会等の開催や情報提供、育休を取得している男性の相談支援体制の整備などを行い、仕事と家庭の両立支援等に取り組み職場づくりを推進する。
- 働き方改革のワンストップ支援拠点、「働ナビえひめ」（愛媛県働き方改革包括支援プラザ）を設置し、窓口支援や訪問支援、プッシュ型出前講座のほか、労働局が同一場所に開設する働き方改革推薦支援センター等と連携した支援を実施し、仕事と生活の調和の実現、長時間労働の縮減、年次有給休暇の取得促進などの働き方改革を推進する。【★】
- ワークライフバランスの充実等に資する働き方改革の推進にあたって、マンパワーやノウハウに課題を抱える企業に対し、働き方改革の遂行や男性育休取得促進ができる人材を育成するためのワークショップ講座の実施、企業の実情に応じた最適な働き方の導入・定着を図ることを目的としたコンサルティング支援を通じ、モデル事例の創出に取り組むとともに、ノウハウ等を取組ガイドとして取りまとめ、県内企業に幅広く横展開すること

で、働き方改革に取り組む企業の裾野を広げる。

- 労働生産性の向上や人材の定着促進等に向けた働き方改革を推進するため、「働ナビえひめ」（愛媛県働き方改革包括支援プラザ）を設置し、窓口相談の実施や訪問支援、プッシュ型出前講座の実施、労働局が置く働き方改革推進支援センターの同拠点内への設置、各種の相談の実施など、企業のワンストップ支援拠点を構築する。【★】

<労働局が実施する施策>

- 引き続き、改正育児・介護休業法や育児休業給付金等の経済的支援策の周知及び助成金等を活用した男性の育児休業取得を促進する。併せて、介護を行う労働者が就業継続できるよう法に基づく各制度の周知を行う。
- 中小企業を主な対象として、両立支援等助成金や育児介護支援プラン導入支援事業について周知するとともに、報告徴収の実施等により規定の整備を促進する。
- 「働ナビえひめ」（愛媛県働き方改革包括支援プラザ）と愛媛働き方改革推進支援センターが効果的に連携することにより、中小企業・小規模事業者における働き方改革の取組を支援する。（再掲）【★】

② 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合

<県が実施する施策>

- 固定的性別役割分担意識を是正し、お互いが協力して子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進する。（再掲）
- 男性の家事参画を促進するとともに、育休取得を支援するため、家事分担や育児スキル、県内企業の取組みなどをテーマとする勉強会・交流会等の開催や情報提供、育休を取得している男性の相談支援体制の整備などを行い、仕事と家庭の両立支援等に取り組み職場づくりを推進する。（再掲）
- 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進週間における普及啓発活動の強化等に努めるほか、市町や関係団体、企業・事業所、学校等とのネットワークの強化を図り、男女共同参画を推進する上での地域課題の検証や解決に向けた取組を進める。【★】
- 愛媛労働局と連携し、民間企業に対する女性活躍推進法の周知等を図るとともに、地域の実情に沿った取組を促進する。（再掲）【★】
- 働き方改革のワンストップ支援拠点、「働ナビえひめ」（愛媛県働き方改革包括支援プラザ）を設置し、窓口支援や訪問支援、プッシュ型出前講座のほか、労働局が同一場所に開設する働き方改革推薦支援センター等と連携

した支援を実施し、仕事と生活の調和の実現、長時間労働の縮減、年次有給休暇の取得促進などの働き方改革を推進する。(再掲)【★】

- ワークライフバランスの充実等に資する働き方改革の推進にあたって、マンパワーやノウハウに課題を抱える企業に対し、働き方改革の遂行や男性育休取得促進ができる人材を育成するためのワークショップ講座の実施、企業の実情に応じた最適な働き方の導入・定着を図ることを目的としたコンサルティング支援を通じ、モデル事例の創出に取り組むとともに、ノウハウ等を取組ガイドとして取りまとめ、県内企業に幅広く横展開することで、働き方改革に取り組む企業の裾野を広げる。(再掲)

<労働局が実施する施策>

- 長時間労働削減、年休取得促進等働き方改革の取組促進のため、県と連携し、企業・団体等のトップへの働きかけや愛媛働き方改革推進会議を開催するなど地域全体の気運醸成を図る。特に、「働ナビえひめ」(愛媛県働き方改革包括支援プラザ)と愛媛働き方改革推進支援センターが効果的に連携することにより、中小企業・小規模事業者における働き方改革の取組を支援する。【★】
- 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の円滑な施行に向け県等と連携し周知徹底を図る。(再掲)【★】
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出等の履行確保を図る。特に、県と連携し、一般事業主行動計画の策定・届出等が義務となる101人以上の企業における取組の支援を行う。また、えるぼし認定に向けた企業の取組を促進する。(再掲)【★】
- 「くるみん、プラチナくるみん認定企業」や令和4年4月1日に新設された「トライくるみん」、「プラス認定」等の取組を労働局のホームページに掲載し広く周知を図る。【★】
- 求人票受理時に、「トライくるみん」「くるみん」「プラチナくるみん」「プラス認定」「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」認証を受けている場合は、その旨記載できることを周知する。(再掲)【★】
- 病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備し、治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、県等関係者と連携して、両立支援の取組を推進する。【★】
- 「働ナビえひめ」(愛媛県働き方改革包括支援プラザ)と愛媛働き方改革推進支援センターが効果的に連携することにより、中小企業・小規模事業者における働き方改革の取組を支援する。(再掲)【★】